



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成27年11月20日(金)

担当	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 石澤 敏昭 専門監督官 芳賀 正佳 電話 023-624-8222
----	---

### 建設工事 90 現場（187 事業場）に対して法令違反を指導 ～監督指導対象の6割で労働安全衛生法違反～

建設業における労働災害を防止するため、県内5つの労働基準監督署で、10月1日から31日までの1か月間、90の建設工事現場（以下「現場」という。）に対して一斉監督を実施した。

山形労働局(局長 <sup>もりた</sup> 森田 <sup>ひろし</sup> 啓司)は、その結果を下記のとおり取りまとめた。

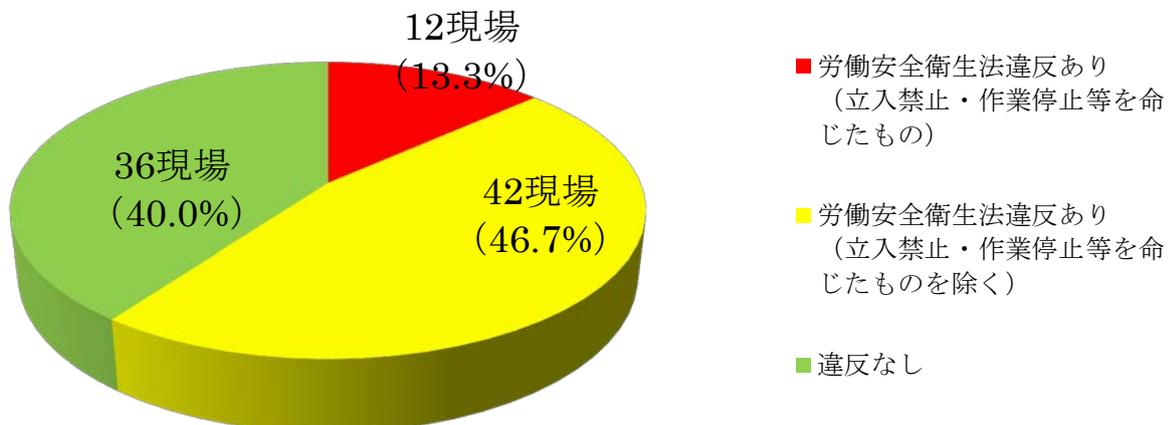
#### 記

#### 1 監督結果の概要

90の現場に対して監督を実施し、このうち54の現場(60.0%)で何らかの労働安全衛生法違反が認められたため、その是正を指導した。

上記90現場のうち、特に重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止措置等に関する法違反が認められた12の現場(13.3%)に対して、立入禁止や作業停止の命令を発した。

県内における建設工事現場に対する監督結果



## 2 主な違反の内容

多い順に以下のとおりとなっている。

	主な違反の内容	違反現場数	違反率(%)
1	関係請負人等が労働安全衛生法に違反しないように、元方事業者として必要な指導を行っていないこと。	36	40.0
2	高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落を防止するための措置を講じていないことなど。	27(7)	30.0
3	高さ2メートル以上の作業床の端、開口部に手すり等〇〇の墜落を防止するための措置を講じていないことなど。	18(7)	20.0
4	作業主任者の氏名、職務内容を周知していないこと。	12	13.3
5	車両系建設機械を用途外に使用している、定期自主検査を行っていないことなど。	10	11.1
6	クレーンを使用する際に、作業方法の決定等を行っていないこと、作業開始前点検を行っていないことなど。	7	7.8
7	木工機械の安全装置（カバー）を無効にしていること。	3	3.3
7	高所作業車を使用する際に、作業計画を作成していないこと、運転席を離れる際の措置が講じられていないこと。	3	3.3
7	安全な通路が確保されていないことなど。	3	3.3
10	その他（関係請負人が参加する協議組織を定期的に開催していないこと、アーク溶接の際にマスクを着用させていないことなど。）	8	8.9

※違反数は、1つの現場で複数の違反が認められる場合があるため、全体の法違反現場数（54現場）とは一致しない。

※（ ）内は、立入禁止・作業停止等を命じた数であり、違反数の内数であるが、1つの現場で複数の違反内容について立入禁止・作業停止等を命ずる場合があるため、全体の同違反現場数（12現場）とは一致しない。

## 3 労働災害の発生状況

県内の建設業における10月末現在の死亡者数は1人で、前年同期比で6人（85.7%）の減である。

休業4日以上之死傷者数（速報値）は171人で、前年同期比と同じであるが、全体の19.7%を占め、製造業（228件）に次いで2番目に多い業種である。

## 4 今後の取組

山形労働局では、監督指導等により、引き続き建設業等に対する労働災害防止対策に取り組んでいくこととしている。

また、事業場での安全意識の高揚、自主的な安全点検、安全衛生活動の推進、定着を通して県内の労働災害を減少させることを目的として、『山形ゼロ災3か月運動・2015』（運動期間10月1日～12月31日）を展開している。

さらに、本格的な冬季シーズンを迎えるにあたり、今年度も「冬の労災をなくそう運動」を実施する予定（詳細は後日発表）であり、凍結や積雪による転倒や墜落といった冬に特有の災害（冬期型災害）を減少させるための対策にも取り組んでいくこととしている。